

# 令和元年度 第1回

## 高知市障害者計画等推進協議会 資料

日時：令和元年10月16日（水）18：30－20：30

場所：総合あんしんセンター 3階 大会議室

## 目次

高知市障害者計画等推進協議会委員名簿	・・・	P. 1
高知市障害者計画等推進協議会条例	・・・	P. 2
計画推進のための重点施策	・・・	P. 4

### <報告・協議事項>

1 高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 (平成 30～32 年度) 重点施策の進捗状況	・・・	P. 5
--	-----	------

### <添付資料>

資料 1	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(平成 30～32 年度) 実行計画
------	---

# 高知市障害者計画等推進協議会 委員名簿

委嘱期間:平成 31 年4月1日～令和4年3月 31 日

	氏名	所属・役職等
1	石元 美佐	NPO法人ワークスみらい高知発達障害者就労支援センターこうち MIRAIZ 施設長
2	宇川 浩之	高知大学教育学部附属特別支援学校 教諭
3	小川 泰子	(社福)てくとこ会 自立訓練施設 施設長
4	小嶋 友乃	公募委員
5	河内 康文	高知県公立大学法人高知県立大学社会福祉学部 講師
6	澁谷 文香	NPO 法人ブルースター 就労サポートセンターかみまち 所長
7	竹岡 京子	高知市手をつなぐ育成会 副会長
8	竹島 和賀子	NPO 法人高知県難病団体連絡協議会 理事長
9	田所 稔	高知市民生委員児童委員協議会連合会 大津地区会長
10	中西 弘行	(社福)高知市社会福祉協議会 事務局長
11	中森 勇人	(社福)高知小鳩会 あじさい園障害者相談支援事業所 相談支援課長
12	中屋 圭二	NPO 法人高知市身体障害者連合会 会長
13	西岡 由江	(社福)ファミリーユ高知 高知ハビリテーリングセンター センター長
14	松尾 美絵	高知市精神障害者家族会連合会 会長
15	松岡 健一	公募委員
16	松本 郁夫	(社福)太陽福祉会 高知障害者就業・生活支援センターシャイン 所長
17	山崎 隆久	高知県地域福祉部障害保健支援課 課長
18	山本 博之	(社福)昭和会 児童発達支援センターしんほんまち 施設長

# ●高知市障害者計画等推進協議会条例

(平成27年4月1日条例第51号)

平成29年10月1日改正

(設置)

第1条 高知市障害者計画（以下「障害者計画」という。）、高知市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び高知市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市障害者計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しに関すること。
- (5) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の調和に関すること。
- (6) その他障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 障害のある者の代表者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
  - (4) 市民
  - (5) 教育、就労及び雇用関係団体の代表者
  - (6) 高知市自立支援協議会の代表者
  - (7) その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項第4号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市障害者計画等推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。
- 3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市障害者計画等推進協議会（高知市障害者計画等推進協議会設置要綱（平成14年5月9日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 計画推進のための重点施策

### <基本理念>

障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに  
支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

### <施策区分>

#### 生活支援の充実

～住み慣れた地域で人とのつながりを大切にして暮らせるために～

1 新たな相談支援体制の構築【体系2-1】

2 生活支援サービスの充実【体系2-2】

#### 多様な雇用と就労の促進

～自己の能力を最大限に発揮し、自立した生活をめざすために～

3 適性に応じた就労と職場定着への支援【体系3-1】

#### 療育・保育・教育における支援体制の充実

～生涯を通して切れ目ない支援を受け、健やかに成長・発達するために～

4 保育・教育における集団生活のなかでの一人ひとりの発達に応じた支援の充実【体系4-2】

# 1 高知市障害者計画・障害福祉計画 ・障害児福祉計画（平成30～32年度） 重点施策の進捗状況

## ①重点施策1

（体系2－1）新たな相談支援体制の構築

## ②重点施策2

（体系2－2）生活支援サービスの充実

## ③重点施策3

（体系3－1）適性に応じた就労と職場定着への支援

## ④重点施策4

（体系4－2）保育・教育における集団生活のなかでの  
一人ひとりの発達に応じた支援の充実

# 【重点施策1】新たな相談支援体制の構築（体系2-1）

## 基幹相談支援センター設置

### 【高知市の相談支援体制】

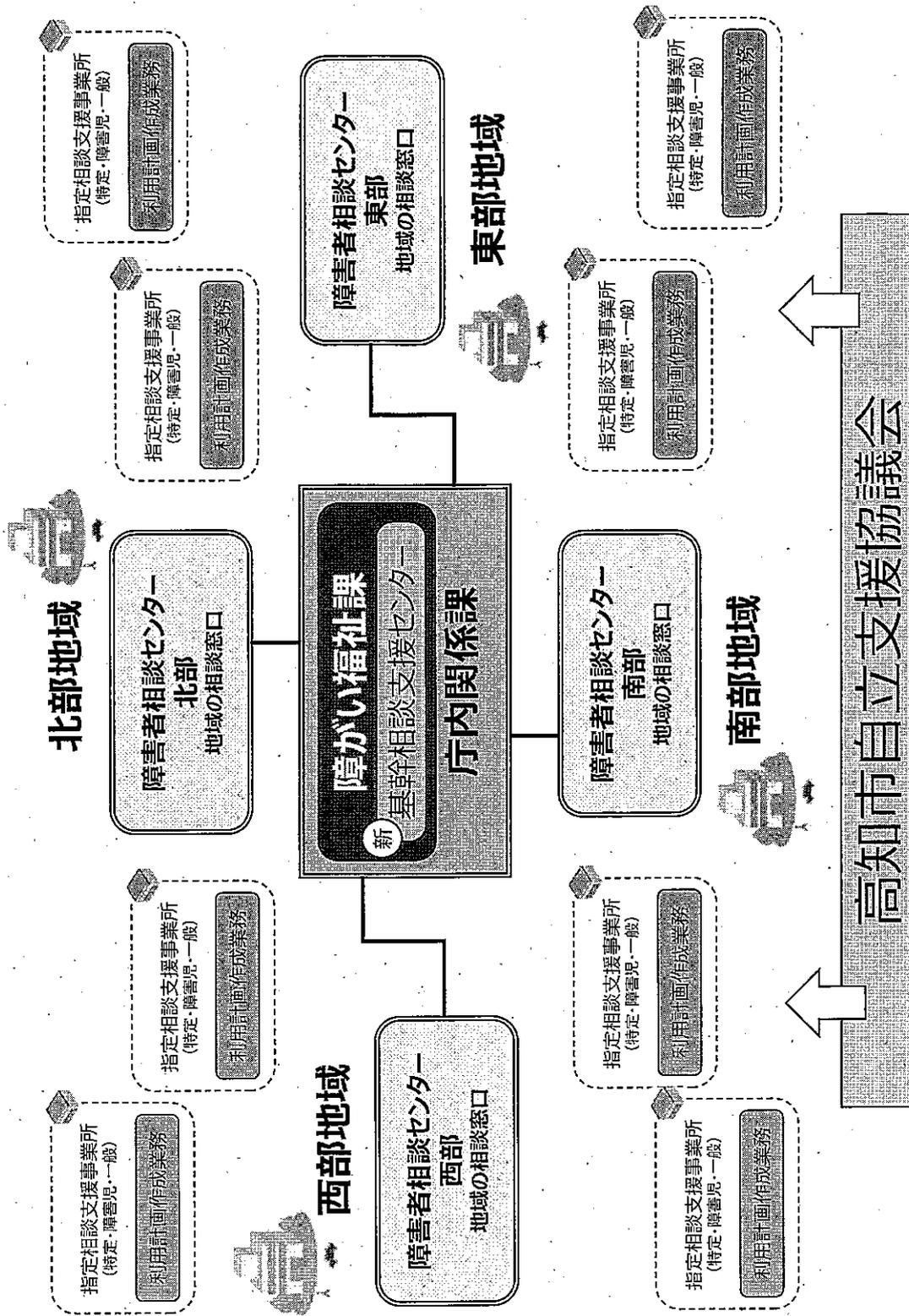
- ① 基幹相談支援センター（新）  
：平成31年4月開設（障がい福祉課内）
- ② 障害者相談支援事業  
：東西南北4地域4法人に委託（障害者相談センター）
- ③ 指定相談支援事業所  
：R1.10現在37事業所

### 従来の相談支援体制の課題

- ・解決が困難な事例への対応に難渋
- ・相談支援専門員の多くが少数職場  
→スキルや経験が蓄積しづらい
- ・未経験分野や専門知識を有する事例への苦手意識
- ・地域の社会資源等への関与が不十分 等

### 基幹相談支援センターの機能 （自立支援協議会で協議）

- ・【重点①】地域の相談支援体制の強化  
（人材育成・困難ケース支援）
- ・【重点②】地域ネットワークの構築
- ・【重点③】自立支援協議会・各検討会の事務局  
・権利擁護/虐待防止センター  
・地域移行・地域定着  
・その他



高知市基幹相談支援センター実行計画（平成31年度～令和2年度の3か年計画）抜粋

【重点①】地域の相談支援体制の強化  
（人材育成・困難ケース支援）

実施事業	具体事業
①相談支援事業所との連携強化	1 相談支援事業所事務連絡会
	2 ケアプラン点検
	3 ケース相談・同行・個別支援会議・嘱託医活用・専門職活用
②階層別研修	1 新任相談支援専門員向け研修
	2 相談支援勉強会
③基幹職員の対応力向上	1 相談支援専門員研修受講
	2 職場内OJT

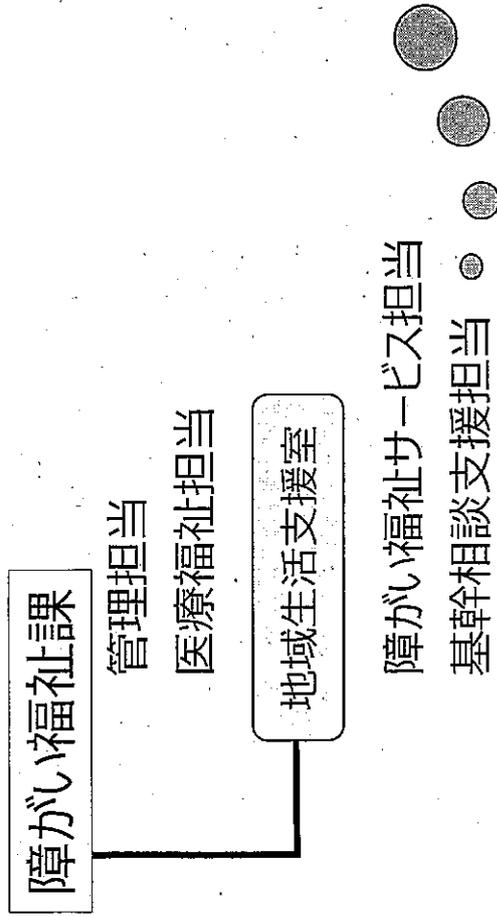
【重点②】地域ネットワークの構築

実施事業	具体事業
①既存ネットワークの把握	1 地域別社会資源の把握
	1 他分野・多職種を対象としたネットワーク会議
②ネットワークの強化	2 個別支援会議への出席
	1 他分野との連携会議への出席
③他分野、多職種との連携	2 【再掲】他分野・多職種を対象としたネットワーク会議

【重点③】自立支援協議会・各検討会の事務局

実施事業	具体事業
①事務局機能の強化	1 会長との打ち合わせ
	2 協議会の開催
	3 協議会・検討会との調整
②検討会の活動	1 相談支援検討会
	2 就労検討会
	3 新たな検討会の立ち上げ

● 基幹相談支援センター人員体制



職種	職員数
室長 (室統括)	1
保健師	2
精神保健福祉士	1
理学療法士	1
視覚障害者生活訓練	1.5 (1名兼務)
その他	4

※上記のうち相談支援専門員 1 名

● 基幹相談支援センター実績

- ・ケース同行15件/担当者会議37件/連携会議28件
- ・相談支援検討会2回/相談支援勉強会1回
- ・就労検討会4回

● 相談支援体制の評価の仕組み

相談支援体制について、自立支援協議会へ実績報告を行い、評価・提言を受けることとする

## 【重点施策2】生活支援サービスの充実（体系2-2）

### 地域生活支援拠点の整備（重点施策2）

#### 地域における居住支援に求められる機能について

- これらのニーズから、どのような機能が求められているのかという点について検討すると、おおむね以下のように分類できるのではないか。

#### 求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）



- ・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところ。
- ・ 今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。
- ・ その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

市町村は・・・

第5期障害福祉計画期間中に  
地域生活支援拠点を1か所以上整備

### 高知市の整備と今後の方向性

- ・ 5つの機能別に本市の現状及び課題について自立支援協議会で検討
- ・ 「緊急時の受け入れ・対応」のための短期入所整備を重点に掲げ、面的整備を方針とする
- ・ さらなる生活支援サービスの充実に向け、自立支援協議会での協議継続→第5期障害福祉計画期間中に拠点整備を目指す

### 高知市のサービス提供実態

- 短期入所・・・8事業所
- グループホーム・・・定員470名
- 生活介護（入所施設・共生型除）・・・定員312名
- 障害者支援施設・・・4施設・定員192名
- 基幹相談支援センター・・・直営1か所
- 指定相談支援事業所・・・37事業所

医療的ケア・強度行動障害の方に  
対するサービス提供体制に課題

## 【重点施策3】 適性に応じた就労と職場定着への支援（体系3-1）

1,100名の  
利用者

### ● 市内就労支援事業所向けのアンケート実施中

（就労移行支援9事業所・就労継続支援A型12事業所・就労継続支援B型41事業所）

- ① 就労検討会においてアンケート内容の検討
- ② アンケート実施/集計/取りまとめ
- ③ 事業所における課題抽出
- ④ 結果報告及び事業所との意見交換（予定）
- ⑤ 課題解決に向けた事業企画立案/実施（予定）

アンケートを通じて  
見えてきた課題

本人の生活面

賃金・工賃向上

人材育成

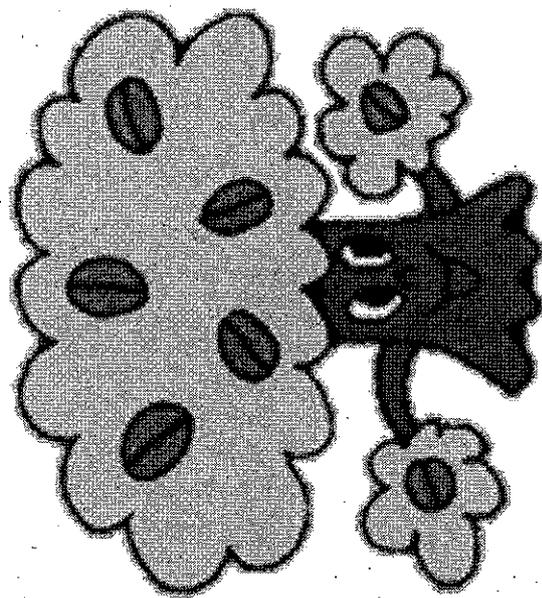
### ● 企業等との連携

- ・ H30.7 中小企業家同友会との意見交換会
- ・ 高知市農福連携研究会への参加
- ・ 県主催の障害者雇用促進セミナー等への参加

就労検討会をはじめとする  
関係機関との連携・協  
働により、就労と職場定  
着を推進

就労支援事業所の従業  
者向けの資質向上のた  
めの研修等を継続実施

# ～就学前の支援の充実～



保育幼稚園課

## クラスに 配置

クラス担任と連携しながら担当  
児の支援を行う。

## 園に配置

支援の必要な児  
について園全体  
で話し合い連携を  
しながら支援を  
行う。

配置名	配置基準	配置数	特記事項
A配置	特別児童扶養手当1級 身体障害者手帳1級, 2級 療育手帳A1, A2	1配置	1歳未満児は配 置されない場合 がある  配置判定には保 護者の同意が必 要  対象児は不特定, 保護者の同意は 不要。  ↓ 手帳に至らない子 どもや, 障害受容 が難しい段階の 保護者を支援
B配置	特別児童扶養手当2級 身体障害者手帳3級, 4級 療育手帳B1	0.5配置	
C配置	A及びBに相当する児に対し必要に 応じて配置	1配置または 0.5配置	
D配置	園の規模(園児数)によって園に配置 (療育手帳B2を含む)	園に0~1.5 名配置	
特別支援担当保育士			
特別支援加配保育士			

# 特別支援担当保育士等配置対象児童数

令和元年9月1日現在

対象児童

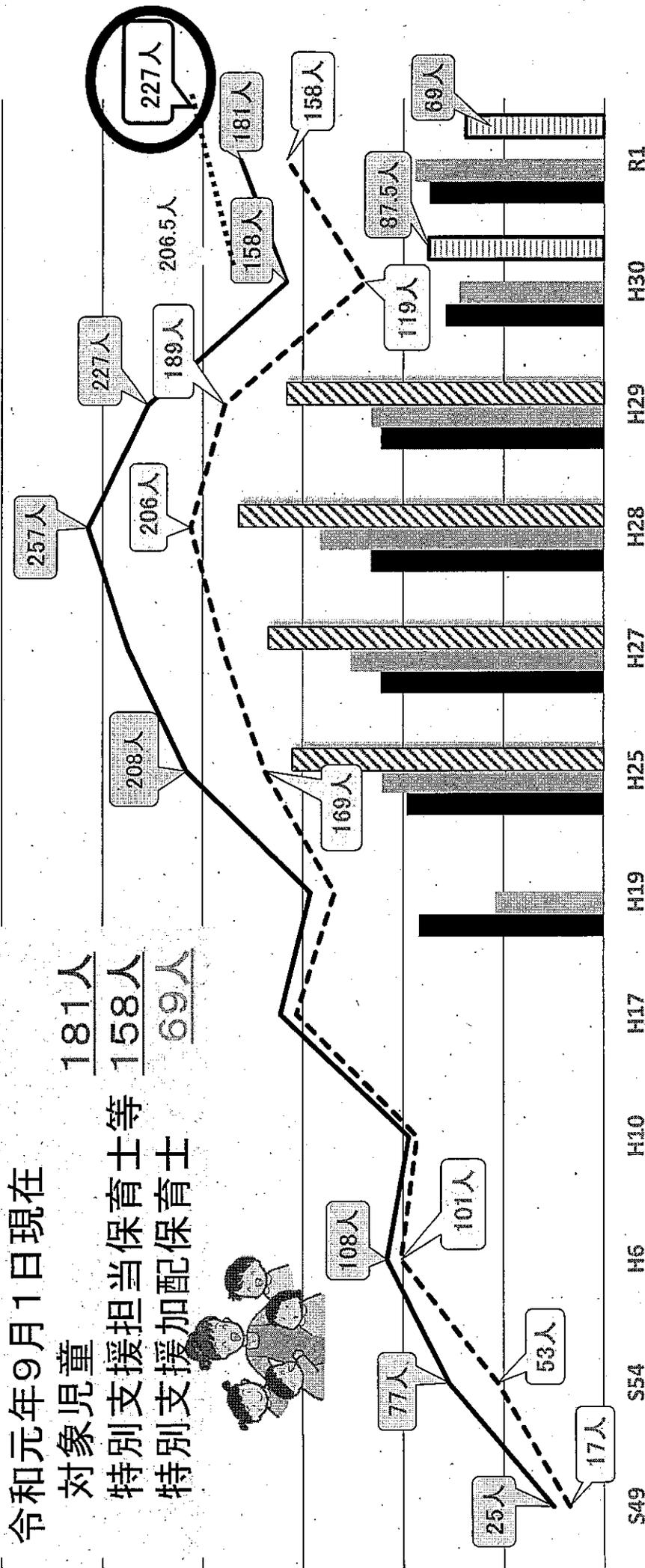
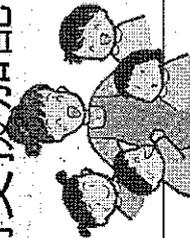
181人

特別支援担当保育士等

158人

特別支援加配保育士

69人



1配置
  0.5配置
  D配置
  発達障害
  対象児童数
  保育士等数
  担当・加配合計

# 職員の資質向上



	研修会名称 対象 回数	内容	講師
<p><b>保育園の全職員</b> 管理者, 保育士, 看護師, 調理員, 役員など, 全職 種</p>	<p>特別支援保育研修会 全職員 年4回開催し, 1回は参加</p>	<p>障害に対する基礎的な知識を 学ぶ。 園全体で子どもや保護者に寄 り添った支援について学ぶ。</p>	<p>特別支援学校 (知的・肢体不自由等) 教育研究所 元保育園長 等</p>
<p><b>A・B・C配置</b> 特別支援<b>担当保育士</b></p>	<p>特別支援<b>担当保育士</b>研修会 担当保育士と管理者 年4回1コース</p>	<p>拠点園(3園)の公開保育見学 (6月と2月の年2回)を含む 4回1コース 障害種別に合わせた講師との 実践交流と講師からの助言</p>	<p>特別支援学校 (知的・肢体不自由等) 教育研究所 児童発達支援事業所</p>
<p><b>D配置</b> 特別支援<b>加配保育士</b></p>	<p>特別支援<b>加配保育士</b>研修会 加配保育士と管理者 年3回1コース</p>	<p>公開保育見学(2園)(7月に1回) を含む3回1コース 実践交流 園全体での連携の在り方につ いて学ぶ</p>	<p>元保育園長 特別支援関係教諭</p>

# 一人ひとりの発達に応じた支援をするために

平成30年度スタート

保育園の  
全職員

A・B・C  
配置

D配置



## 特別支援巡回相談

各園を巡回し、集団の中の子どもをよく見て、心を寄せて一緒に考える

巡回先

全認可保育園

及びABC配置の特別支援児が在籍する認定こども園計93園

巡回支援している職員

元園長、特別支援教育に当たってきた教諭、養護教諭

支援対象 各園の管理者・各担当者

平成29年度まで

主に配置判定のため  
の巡回(年2回)

巡回先:

新規申請児童在籍園

継続児童在籍園

巡回職員:

教育研究所(~H28)

こども育成課(~H29)

保育幼稚園課保育士

# 学校教育の支援の充実 (特別支援教育の充実)

令和元年10月16日

高知市教育研究所 特別支援教育班

# 就学への移行支援体制の充実

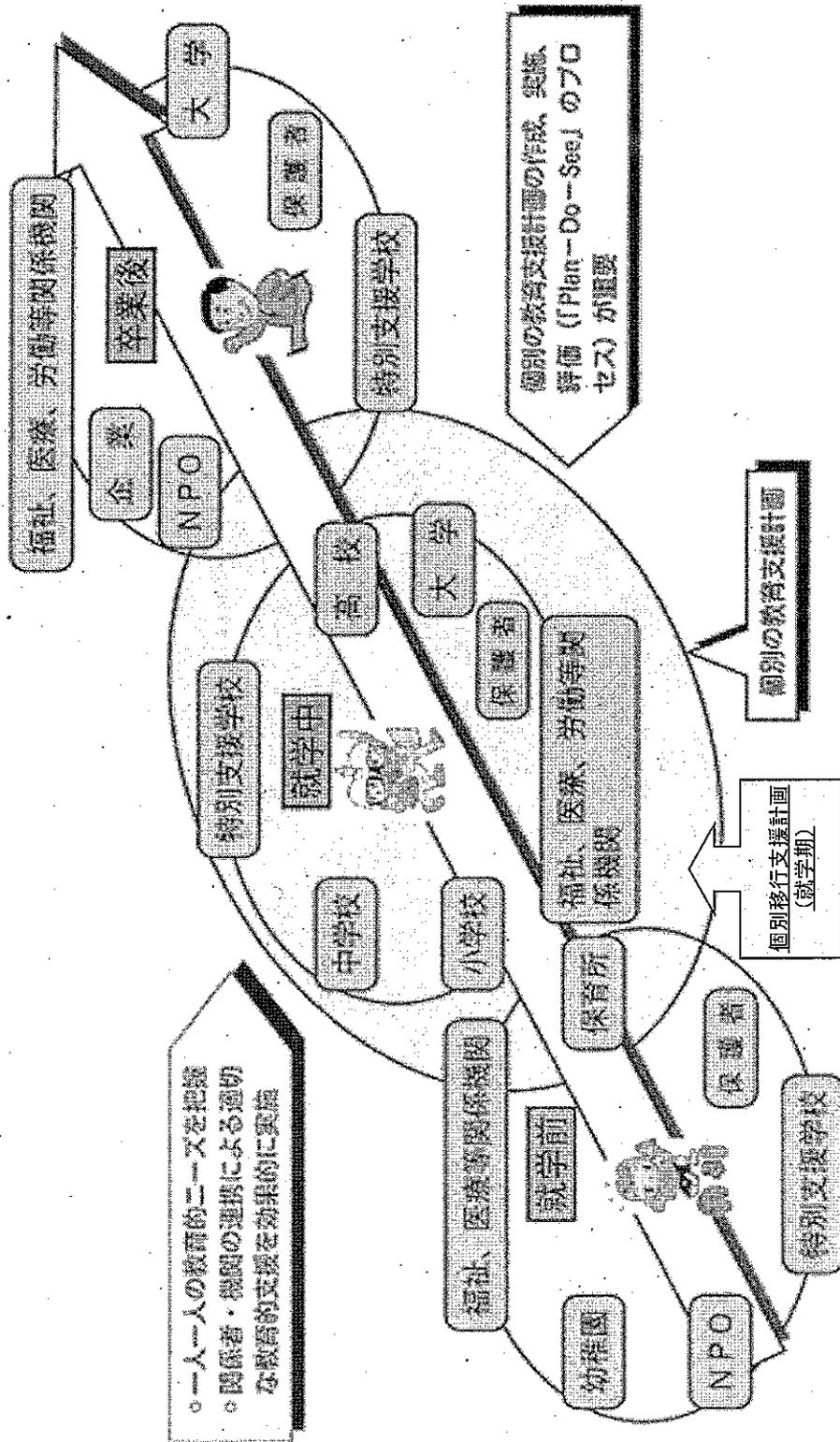
## 一人ひとりの丁寧な引継ぎ

- 個別移行支援計画，保育要録の作成について
- 4月の特別支援担当保育士研修会にて、「個別移行支援計画」による引き継ぎについての周知
- 就学相談を実施した子どももの保護者へ「個別移行支援計画」の作成についての説明
- 就学先での引き継ぎ会について
- 2～3月，保育所・幼稚園等から就学先の学校への引き継ぎ会の実施
- 引き継ぎ会への参加者は，保護者・保育所等・学校・（関係機関等・教育研究所）



# 個別の支援計画

一障害のある子どもを生涯にわたって支援一



## 校内支援体制の充実

- ・特別支援教育学校コーディネーター担当者会の開催  
年間3回開催(4/25・7/23・1/10)

※特別支援教育学校コーディネーターについては、P53ページ参照

### 【研修内容】

- ・「特別支援教育学校コーディネーター」として、校内支援体制の整備とその充実、役割について
- ・外部講師を招聘し、自閉スペクトラム症等の理解と対応について
- ・講習と演習を実施し、具体的な対応方法等について

### 【特別支援教育に関する研修】

- ・初任者研修，若年教員研修，管理職研修，校内研修等で特別支援教育に関する研修の実施

## 通常の学級における特別支援教育の充実

- ・保護者や学校の要望に応じた「教育相談」の実施
  - ・教育相談数 238名
  - ・知能検査等の実施，保護者との面談，行動観察等の実施
- ・「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成
  - ・特別支援学校，特別支援学級での作成率は100%
  - ・通常の学級における発達障害等の診断・判断がある児童生徒の作成率は，小学校等で約96%，中学校等で約77%（平成30年度）

## 特別支援学級の充実

- ・ 全特別支援学級在籍児童生徒の約90%を占めている知的障害及び自閉症・情緒障害の特別支援学級において「主体的・対話的で深い学び」の授業づくり及び個々の特性に応じた支援活動ができるよう、その学級担任の指導力向上を図るため、2名の特別支援教育スーパーバイザーを配置し、各校への定期訪問、重点訪問、集中訪問を行う。
  - ・ 初回訪問 57校 定期訪問
  - ・ 重点訪問 18校(238回)経験の浅い担任を対象とする訪問指導
  - ・ 集中訪問 20校(103回)学校長の要請による訪問指導